

1 研究の目的

- ◆地域まちづくりセンターの指定管理者制度の導入により、地域の課題やニーズに対応するための学びのプログラムや機会づくりに関する支援策を検討する。
- ◆まちづくり協議会が地域住民の豊かな学びの場を提供することで地域づくりに関わる人が増え、地域まちづくりセンターを運営してよかったと思えるようなしくみを提案する。
- ◆草津市の人材育成の全体的なしくみづくりを提案する。

枠組の転換

2 研究の背景

平成29年度から指定管理者制度導入（地域まちづくりセンター）
→ まちづくり協議会が管理運営 → 仕様書では（要約）

地域のまちづくりに関する事業（業務）

- 地域自治の向上を図り、地域のまちづくりの拠点を中心とした住民主体によるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援および事業の推進に対する事業（業務）を行ってください。
【業務の基準】 地域団体の運営や事業実施に対する支援 地域団体のための施設の提供
地域団体との連絡調整 職員の資質の向上を図るための研修の実施
- 地域が豊かになる学びに関する事業
地域の特色を生かし、住みよい地域づくりの推進を図る事業（業務）を行ってください。
【業務の基準】 地域社会のニーズに応えた講座・講演の企画・運営
(講師依頼、広報、参加者アンケート など) 地域住民の学習や活動のための施設の提供



地域活動の拠点
地域における豊かな学びの推進

3 問題の提起

1) 地域が豊かになる学びとは

言葉の定義

目標7 生涯学習・スポーツの充実

すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、成果を活かすことができ、また、スポーツを楽しむ豊かな人間性のある地域学習社会の創造を目指します。

推進する取組

- 生涯学習の機会の充実
- 生涯学習施設の整備・充実
- 学習ボランティアの育成・活用
- 誰もが参加できる環境学習の推進
- 市民の生涯スポーツ活動の支援
- 競技スポーツの推進
- 社会体育施設の整備・充実

2) 担い手の多様化にどう対応するか

- ・協働のまちづくりでは、市民が学びの主体でもあり学びの担い手（提供主体）とされている。
- ・地域では、まち協が学びの担い手や支援者とされているが、他の団体も担い手や支援者となりうる。
- ・担い手としては
 - ①まちづくり協議会の役員・職員・部会員 等
 - ②センター利用者
(自主教室、社会教育関係団体 市民活動団体 等)
 - ③地域に関わる事業所・専門家・大学など
- ・多様な担い手を、地域でどうネットワーク化するのが課題である。

3) 「自ら学ぶ」とは？ 生涯学習との関連より

- ・「市民が自ら主体的に学ぶ」という生涯学習の視点をどうとらえるのか
→ 学びの主体を細分化して考えてみる
 - ①市民・地域住民
 - ②地域に関わる社会教育団体、市民公益活動団体、事業所などの社会貢献部署 など
 - ③まちづくり協議会の担い手 各種団体・部会員・職員・役員 など
- ・そもそも、これらの学びの主体が「自ら学ぶ」と言うことはどういう状態なのか → 支援者は何を支援すればいいのか

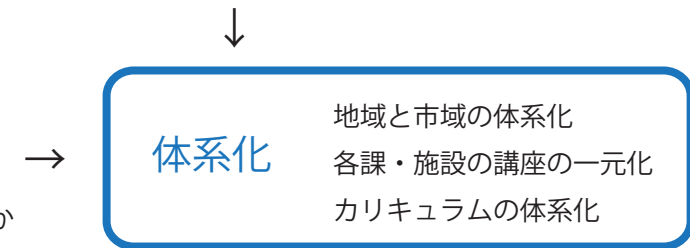
4 現実的な課題

1) 地域

- ・まちづくり協議会では、学びに関する事業を考える余裕がない
- ・プログラムの作成や運営の担い手が明確ではない（職員か 部会か またはさまざまな団体なのか）
- ・企画・講師のネットワークなど、運営にかかわるノウハウが共有されていない（地域差がある）
- ・生涯学習の必要性や意味が共有されていない（趣味・教養が多く個人的な視点になっている場合もある）
- ・成人教育の視点が弱い（講座は高齢者向けのものが多い）
- ・学びの目的が整理されていない
(社会に関わろうとする姿勢、学びを通しての人格育成、みんなで学ぶ喜び 専門的な学び などの観点整理)
- ・地域の学びの事業に関する支援をだれが行うのか明確でない（生涯学習課なのか、中間支援なのか）
- ・地域まちづくりセンターそのものが、住民にあまり理解されていない

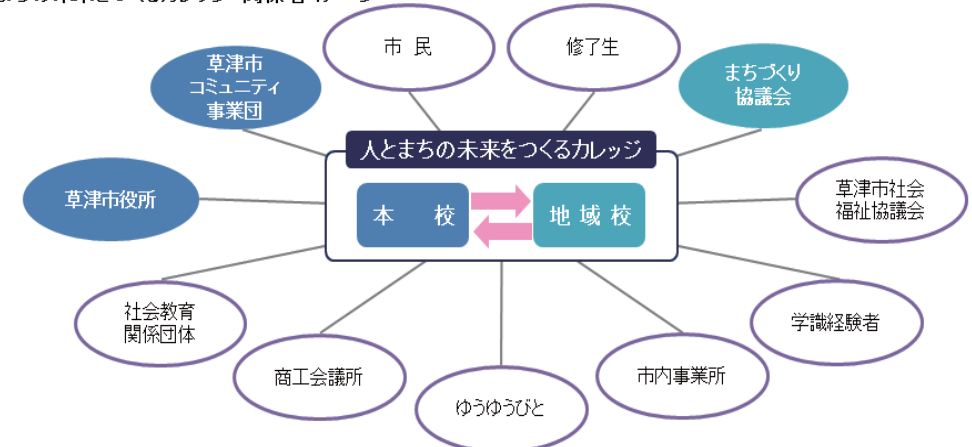
2) 市域

- ・一般市民対象の学びの講座はどうするのか
- ・地域の講座との関連づけをどうするのか
- ・各課や公共施設で行われている講座とどう関連づけるのか



5 提案

①支援体制をどうするのか 学びのプラットフォーム → (運営委員会) の設置
人とまちの未来をつくるカレッジ 関係者イメージ



- ②学びの体系化をどう図るか → 市域のプログラム（本校） 地域のプログラム（地域校）
- ③学びの主体に応じたカリキュラムの内容 → さまざまな手法の導入
- ④財源をどう確保するのか → 提案を草津市の政策としていく
- ⑤まち協にどう位置づけてもらうか → 地域での推進委員会の設置
- ⑥目的が共有されるために → 豊かな学びの指針の制定 学びの事業に関する評価